平成18年4月7日

各　位

会社名　住友軽金属工業株式会社
代表者名　社　長　桝田　和彦
（コード番号　5738　東証・大証第1部）
問合せ先　執行役員経理部長　畑原　純治
（TEL.　03－3436－9771 ）

2011年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成18年4月7日開催の取締役会において、2011 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社債の名称	住友軽金属工業株式会社 2011 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の発行価額	本社債額面金額の100%
3. 新株予約権の発行価額	無償とする。
4. 払込期日及び発行日	2006年4月24日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
5. 募集に関する事項	
⑴ 募集の方法	Daiwa Securities SMBC Europe Limitedを主幹事引受会社兼ブックランナーとする幹事引受会社団の総額買取引受による欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、安定操作取引を行わないことに鑑み、取得の申込は本新株予約権付社債の発行条件決定日の翌営業日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。なお、2006年4月18日（日本時間）までに当社に通知することにより、本社債額面金額合計額 15 億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を幹事引受会社に付与する。
⑵ 発行価格（募集価格）	本社債額面金額の102.5%
6. 新株予約権に関する事項	
⑴ 新株予約権の目的たる株式の種類及び数	本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の発行価額の総額を本項第⑶号記載の転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法（明治32年法律第48号）（以下「商法」という。）又は会社法（平成17年法律第86号）（以下「会社法」という。）に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
⑵ 新株予約権の総数	2,700個及び第5項第⑴号記載の幹事引受会社に付与された権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額を5,000,000円で除した個数並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を5,000,000円で除した個数の合計数
⑶ 行使時の払込金額及び転換価額	本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。なお、会社法の施行後においては、本新株予約権 1 個の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その発行価額と同額とする。

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。

	本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初、当社の代表取締役桝田和彦が、本新株予約権付社債の発行に係る当社取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債の発行に係る当社取締役会の開催日又はその翌日（いずれも日本時間）に、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。当初の転換価額は、本新株予約権付社債の発行に係る当社取締役会の開催日（日本時間）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「当社普通株式の終値」という。）に 1.25 を乗じた額を下回ってはならない。
⑷ 新株予約権の発行価額及びその行使時の払込金額の算定理由	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権の行使期間が終了する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本項第(3)号記載のとおり決定される当初の転換価額を前提とした本新株予約権の価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、発行価額その他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額と同額とし、当初の転換価額は本項第⑶号記載のとおり決定される額とする。
⑸ 新株の発行価額中の資本組入額	本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れる額とは、当該発行価額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。
⑹ 行使請求期間	2006 年 5 月 8 日から 2011 年 4 月 11 日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）まで(但し、(A)当社が第 7 項第⑷号ロ、ハ又はニのいずれかにより、2011 年 4 月 11 日より前に、本社債を繰上償還する場合には、償還日として定められた日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時（行使請求地時間）まで、(B)本社債が第 7 項第(4)号ホにより繰上償還される場合には、償還通知書が本新株予約権付社債の要項（以下「本要項」という。）に従って本社債の支払代理人に預託された時まで、(C)当社又は当社の子会社（信託証書に定義する。）が第 7 項第⑸号により本社債を買入消却した場合は、かかる本社債が消却された時まで、(D)当社が本要項の定めるところにより本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時まで)とする。 但し、(x)いかなる場合も 2011 年 4 月 11 日より後は本新株予約権を行使することはできないものとし、また、(y)当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、当社の営業の全部譲渡若しくは実質的な全部譲渡、新設分割若しくは吸収分割（本新株予約権付社債に基づく当社の義務を他の会社に承継させる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社になる場合に限る。）を実行するために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、本新株予約権は、当該合併、営業譲渡、新設分割、吸収分割、株式交換又は株式移転の効力発生日（本要項に従った本新株予約権付社債の所持人（以下「本新株予約権付社債所持人」という。）に対する権利の付与の場合には、当該付与の日）より前の当社が定める期間（かかる期間は、30 日を超えないものとする。）において行使することができないものとする。当社は、本新株予約権付社債所持人及び受託会社に対して、上記(y)記載の本新株予約権の行使の停止を決定した旨及び停止期間を、当該停止期間が開始する 30 日以上前までに通知するものとする。
⑺ 行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。

⑻ 転換価額等の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

⑼ 転換価額の下方修正

2008年5月30日（日本時間、以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の20連続取引日（終値のない日を除く。）の当社普通株式の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる。）（以下「決定日株価」という。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、2008年6月13日（日本時間、以下「効力発生日」という。）以降、決定日株価（但し、決定日から（当日を含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）に効力の発生する事由による本項第(8)号の調整を受ける。）に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後の転換価額が下限転換価額（以下に定義する。）未満となる場合は、修正後の転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、決定日に有効な転換価額の80%に相当する価額（但し、決定日から（当日を含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）に効力の発生する事由による本項第(8)号の調整を受ける。）の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。

(10) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。なお、会社法の施行後においては、本項第(3)号なお書の規定が適用される。

(11) 消却事由及び消却条件

本新株予約権の消却事由は定めない。

(12) 行使によって交付された株式の配当起算日

本新株予約権の行使により交付する株式に対する利益配当金又は中間配当金（商法第293条ノ5による金銭の分配）は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間（現在は3月31日及び9月30日に終了する各6ヶ月の期間をいう。）の初めに本新株予約権の行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

また、上記の規定にかかわらず、会社法に基づく剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた中間配当金を含む。）については、当該剰余金の配当を受ける権利を行使することができる者を定める基準日以前に本新株予約権の行使により交付され、当該基準日において残存する当社普通株式について行うものとする。

7. 社債に関する事項

⑴ 社債の総額

135億円及び第5項第(1)号記載の幹事引受会社に付与された権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債額面金額合計額並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額

⑵ 各社債券の金額

5,000,000円

⑶ 社債の利率

本社債には利息は付さない。

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。

⑷ 償　還　の　方　法

イ．満期償還

2011 年 4 月 26 日（償還期限）に本社債額面金額の 100％で償還する。

ロ．120％コールオプション条項による繰上償還

2007 年 4 月 24 日以降償還期限（当日を含まない。）まで、当社普通株式の終値が、20 連続取引日にわたり、各当該取引日に有効な転換価額（第 6 項第(3)号に定義する。）の 120％以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、当該 20 連続取引日の末日から 30 日以内に、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額の 100％で繰上償還することができる。「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。

ハ．税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し本要項記載の特約に基づく追加金の支払の義務があることを当社が受託会社に了解させ、かつ当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額の 100％で繰上償還することができる。但し、その日が本社債に関する支払をなすべき日であると仮定した場合に当社がかかる義務により追加金の支払いをなすこととなる最初の日の 90 日前の日より前には上記通知をなすことはできない。前記にかかわらず、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面金額合計額の 10％より大きい場合、各本新株予約権付社債所持人は、当社に対して当該償還日の 15 日前までに新株予約権行使受付代理人に通知することにより、当該本新株予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本要項記載の追加金の支払の義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本要項記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

ニ．当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合（株主総会決議が不要の場合は、当該株式交換又は株式移転について当社の取締役会で決議した場合）（かかる場合には、本要項記載の特約に基づく義務に従うものとする。）であって、(A) 本要項記載の本新株予約権付社債所持人に対し権利を付与する取引を行うことが法律上若しくは実務的に実行可能でない旨、若しくは、法律上及び実務的に実行可能であるが、当社が最善の努力を尽くしてもかかる取引を行うことができない旨を当社が信託証書に定める方法によって証明した場合、又は、(B)本要項記載のかかる取引の申出を行ったが、かかる申出の最終承諾日までに全ての本新株予約権付社債所持人により承諾されなかった場合には、当社は、その選択により、本新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知（かかる通知は取り消すことができない。）を行った上で、残存する本社債のうち、当社によるかかる申出が行われなかったもの、又はかかる申出が承諾されなかったものの全部（一部は不可。）を本社債の額面金額に対する下記の割合の償還価額で繰上償還することができる。

償還日が 2006 年 4 月 24 日から 2007 年 4 月 26 日までの場合	104％
償還日が 2007 年 4 月 27 日から 2008 年 4 月 26 日までの場合	103％
償還日が 2008 年 4 月 27 日から 2009 年 4 月 26 日までの場合	102％
償還日が 2009 年 4 月 27 日から 2010 年 4 月 26 日までの場合	101％
償還日が 2010 年 4 月 27 日から 2011 年 4 月 25 日までの場合	100％

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。

ホ. 本新株予約権付社債所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債所持人は、その選択により、当社に対し、2009 年 4 月 24 日（以下「任意償還日」という。）において、その保有する本社債を本社債額面金額の 100％で償還することを請求することができる。かかる請求をするためには、本新株予約権付社債所持人は、任意償還日に先立つ 30 日以上 60 日以内の期間に所定の償還通知書を当該本新株予約権付社債券とともに本社債の支払代理人に預託しなければならない。かかる通知は当社の書面による同意がない限り、取り消し又は撤回することができない。

⑸ 買入消却	当社及びその子会社（信託証書に定義する。）は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも（当社の子会社により買入れられた場合には、消却のため当社に交付された後）、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。
(6) 債務不履行等による強制償還	信託証書又は本社債に関する義務の不履行その他本要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ受託会社が本要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額の 100％で直ちに償還しなければならない。
(7) 社債券の様式	無記名式新株予約権付社債券
(8) 社債の担保又は保証	該当なし。
(9) 財務上の特約	担保設定制限が付される。

8. 上場　本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他本社債発行に関する未決定事項の決定は、代表取締役社長に一任する。

10. その他の事項　当社株式に関する安定操作取引は行わない。

以 上

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。

＜ご参考＞

1. 資金の使途

(1) 調達資金の使途

手取概算額13,430百万円（第5項第⑴号記載の幹事引受会社の権利が全部行使された場合は14,930百万円）の資金使途については、全額を借入金返済に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

本新株予約権付社債の発行により、新株予約権の行使による自己資本の充実、財務体質の強化を見込んでおります。本新株予約権付社債はゼロ･クーポンで発行されるため、金融収支の改善にもつながると考えております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、配当につきましては、会社の株主各位に対する最も重要な責務であると考えておりますが、いかなる経済状況にも耐え得る企業体質の確立を目指し、株主資本の充実も考慮させていただき、収益に対応した配当を実施してまいりたいと考えております。

(2) その他

平成18 年3月17 日付「平成18年3月期 期末配当(増配)に関するお知らせ」に記載の通り、当社は、将来の安定的な利益確保のために内部留保の充実に留意しつつ、当期の業績予想等を考慮した結果、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、当期の1株当たり配当予想について従来予想から50銭増配し、年間3 円とすることといたしました。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

（単体）	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益	8.60円	11.03円	7.87円
1株当たり配当金 （うち1株当たり中間配当金）	― （―）	1.50円 （―）	2.50円 （―）
実績配当性向	―	13.6%	31.7%
株主資本利益率	11.51%	12.3%	7.7%
株主資本配当率	―	1.6%	2.3%

（注）1. 各決算期の1株当たり当期純利益の算定に当たっては、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第 2 号）及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

2. 各決算期の実績配当性向は、当該決算期間の1株当たり年間配当金を当該決算期間の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

3. 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を資本の部合計（期首資本の部合計と期末資本の部合計の平均）で除した数値であります。

4. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の配当金総額を当期株主資本で除した数値であります。

3. そ の 他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

2007年12月21日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

発　行　日	平成15年12月22日
発行総額	60億円
転換価額	126円
転　換　率	100%

公募増資による新株式発行

発　行　日	平成17年4月19日
発行新株式数	30,000,000株
発行価額	169.13円
発行総額	5,073,900,000円

第三者割当による新株式発行

(オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資)

発　行　日	平成17年5月18日
発行新株式数	4,500,000株
発行価額	169.13円
発行総額	761,085,000円

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始　値	77円	204円	180円	305円
高　値	216円	234円	356円	312円
安　値	73円	156円	165円	301円
終　値	198円	189円	303円	302円
株価収益率	17.9倍	24.0倍	―	―

(注) 1. 株価については、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成19年3月期の株価については、平成18年4月6日現在で表示しています。

3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以　上

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。転換社債型新株予約権付社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Offering Circular)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。また、本記者発表文は、米国における証券の募集行為ではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。本転換社債型新株予約権付社債については、米国における証券の募集は行われず、また、国内における募集は行われません。